

パスポート取得応援キャンペーン事務要領

この要領は、中部国際空港株式会社(以下「空港会社」という。)が行う、パスポートを取得または更新した 25 歳以下の者に対して空港の免税店で利用できるクーポンを提供する「パスポート取得サポートキャンペーン」(以下「本キャンペーン」という。)の実施概要について定めるものである。

1. 目的

本キャンペーンは、中部国際空港セントレア(以下「セントレア」という。)の開港 20 周年記念と地域への謝恩、並びに海外旅行の需要喚起および旅行促進による、空港の利用活性化を目的とする。

2. 本キャンペーンの内容

本キャンペーンは、本要領に基づき空港会社に対して申請を行った者に対し、もれなく空港の免税店で利用できる 6,000 円分(2,000 円分×3 枚)の割引クーポンを提供する。

3. 本キャンペーンの実施期間

- (1) クーポン提供期間:2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
(ただし、10,000 人に達した時点で終了する。)
- (2) クーポン利用可能期間:2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

4. クーポン

クーポンは、3(2)のクーポン利用可能期間内にセントレア国際線制限エリア内の下記の空港免税店で利用できるものとする。

<第1ターミナル>

- ・コスメ・ファッション店(CHANEL、DIOR を除く)
- ・ISSEY MIYAKE
- ・THE WATCH PLAZA
- ・セントレアプラザ
- ・酒・タバコ店
- ・空乃酒蔵
- ・NEO Japan
- ・ARRIVAL SHOP(到着免税店)
- ・TORY BURCH POPUP STORE

<第2ターミナル>

- ・CENTRAIR DUTY FREE

5. 対象者

本キャンペーンのクーポンは、以下のすべての要件を満たした者に提供するものとする。なお、本キャンペーンの実施期間中に、対象者が複数回海外渡航を行った場合、その都度クーポンを受取ることができる。

- (1) セントレアから海外に渡航する時点で満 25 歳以下の者。
- (2) 2025 年 1 月 1 日以降に「新規」または「更新」でパスポートを取得した者。
- (3) クーポン提供期間中にセントレア発の国際線に搭乗する者。
- (4) 渡航者の国籍は問わないが、日本国発行のパスポート、在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかを有する者。

6. 申請・提供の方法(利用者が個人の場合)

本キャンペーンの利用者は、空港第 1 ターミナルまたは第 2 ターミナルの免税店の予約商品受け渡しカウンターで下記のすべての書類を提示してクーポンを申請するものとする。

- (1) 利用者のパスポート(目視による本人確認及びパスポート取得時期の確認)
- (2) 出発便の航空券(航空券番号等の取得により、クーポンの重複申請の有無を確認)
- (3) 在留資格の確認ができる書類(日本国籍以外の者の場合)

5の要件を満たし、6の(1)から(3)の手続きに則ってクーポンの申請を行った場合、当該提供を受けることができる。

7. 申請・提供の方法(利用者が 10 人以上の団体の場合)

旅行会社が受託し、本キャンペーンの利用者が 10 人以上の団体の場合、旅行参加者について、当該旅行会社は、本要領6の(1)から(3)の書類等を確認し、別添様式にて出発日の 2 週間前までに電子メールにて空港会社にクーポンを申請する。申請後、空港会社は受託旅行会社に対し、利用者のクーポンの引換券を提供する。渡航日当日は、当該引換券を所持した者に限り、空港第 1 ターミナルまたは第 2 ターミナルの免税店の予約商品受け渡しカウンターで申請分のクーポンの提供を受けることができる。

なお、利用者が 10 人以上の団体であっても、旅行会社を通じて契約していない場合は、受託旅行会社に代わって、当該団体の代表者が 2 週間前までに申請するものとする。

8. 免責事項

- (1) 免税店の予約商品受け渡しカウンターの混雑度合い、空港での事故などの不測の事態、クーポンの提供が客観的に合理的に困難な状況によるクーポンの未提供に対し、空港会社は自らの故意・重過失による場合を除き、その責めを負わないものとする。

- (2) 空港会社は、空港第1ターミナル及び第2ターミナルの予約商品受け渡しカウンターまたは空港が指定する以外でのクーポンの受け渡しは原則として承ることができない。
- (3) クーポンの引き換えが認められるのは、出発日当日の搭乗券に限るものとする（過去の搭乗券ではクーポンの提供はできない）。
- (4) クーポンの転売は固く禁ずる。
- (5) 各回の支払決済の際は、利用するクーポンの券面記載額の合計額を下回る支払決済は、認められない。
- (6) 各回の支払決済において同時に利用可能なクーポンの上限は、10枚(20,000円分相当)とする。
- (7) 利用者が本要領、空港会社の各種規程、その他関連法規に違反し、または虚偽の申請などにより空港会社に損害が被らせた場合、空港会社は当該利用者に対し、当該違反と相当因果関係を有する損害について賠償を請求することができる。
- (8) クーポンの払い戻しは行わない。

9. 本キャンペーンの中止

空港会社は、自然災害等の社会的要因によって本キャンペーンの継続が困難であると判断した時は予告なく本キャンペーンを中止する場合がある。

10. その他

この要領に定めのない事項についての解釈は、空港会社に一任され、利用者は空港会社の判断に従うものとする。